

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月20日（月曜日） 午前10時 0分 開議
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室 午前11時 2分 散会

付託事件

議案第1号，議案第2号，議案第5号，議案第6号，議案第7号，議案第15号，議案第19号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第24号，議案第31号，議案第32号，議案第33号（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第39号，報告第1号（ただし，別表中歳出を除く），令和5年陳情第1号，令和5年陳情第2号，令和5年陳情第3号，令和5年陳情第5号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 1号 町及び字の区域の変更について
- ② 議案第 2号 水戸市個人情報保護法施行条例
- ③ 議案第 5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第 6号 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第 7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第15号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第5款，第6款，第7款，第8款，第9款，第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）
- ⑧ 議案第24号 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算
- ⑨ 議案第31号 財産の取得の変更について（水戸市民会館ピアノ）
- ⑩ 議案第32号 包括外部監査契約の締結について
- ⑪ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし，第1表中歳出中第3款，第4款中文教福祉委員会所管分，第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款，第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正

中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く)

⑫ 議案第39号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)

⑬ 報告第1号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第10号)) (ただし、別表中歳出を除く)

(2) 陳情審査

① 令和5年陳情第1号 水戸市区長・町内会長等に対する広報紙委託に伴う報償費支給制度設立の陳情について

② 令和5年陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情

③ 令和5年陳情第3号 市役所駐車場内の車道横断時に於ける市民の安全確保に関する陳情

④ 令和5年陳情第5号 「広報紙配布事務委託契約」に基づく「委託料」の不適切な取扱いに関する陳情

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議員 滑川友理君

5 説明のため出席した者の職,氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	デジタルイノベーション課長	北條佳孝君
みとの魅力発信課長	出沼大君		
総務部長	園部孝雄君	総務部参事兼行政経営課長	熊田泰瑞君
総務法制課長	上垣外泰之君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	加藤富寛君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君
税務事務所参事兼市民税課長	佐々木信也君	財政課長	佐藤直明君
契約検査課長	鈴木和男君	資産税課長	浅野一志君

収 税 課 長	高 安 正 紀 君			
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長 (文化交流課長 事務取扱)	小 嶋 いつみ 君	
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参 事 兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君	
市民協働部 参 事 兼 新 市 民 会 館 長 整 備 課 長	須 藤 文 彦 君	市民協働部 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長	柏 直 樹 君	
市民協働部 技 監 兼 体 育 施 設 整 備 課 長	青 山 和 夫 君	市民協働部 参 事 兼 男 女 平 等 参 画 課 長	石 塚 美 也 君	
防 災 ・ 危 機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君	
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	生活環境部 参 事 兼 衛 生 事 業 課 長	黒 澤 純 一 郎 君	
環境保全課長	坪 井 正 幸 君	ごみ減量課長	栗 原 千 尋 君	
廃 棄 物 对 策 課 長	荻 沼 学 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君	
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君			
選 挙 管 理 会 長 委 員 会 長 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君			
監 査 委 員 事 務 局 長	和 田 隆 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	永 井 誠 一 君	
議 会 事 務 局 長	天 野 純 一 君	総 務 課 長	加 藤 清 文 君	
議 事 課 長	大 嶋 実 君			

6 事務局職員出席者

議 事 係 長	武 井 俊 夫 君	書 記	島 田 祐 輔 君
---------	-----------	-----	-----------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、川上交通政策課長が体調不良のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○高倉委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第1号ほか12件、それに陳情4件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております、議案第1号ほか12件を一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

初めに、17日の委員会において資料請求をいたしました議案第19号のうち、元吉田町事務所取得及び解体に関する経費等について、資料が提出されておりますので、執行部から説明を願います。

村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 それでは、元吉田町事務所取得及び解体に関する経費等について、市民協働部生活安全課提出の資料に基づきまして説明いたします。

まず、令和3年度につきまして、役務費は不動産鑑定評価として46万4,200円でございます。委託料は、訴訟代理人委託契約として110万円でございます。令和3年度の合計支出額は156万4,200円でございます。

続きまして、令和4年度につきまして、需用費は鍵の交換として10万1,200円でございます。委託料につきましては、訴訟代理人委託契約として110万円、今後の支出予定としまして、解体設計委託が185万9,000円、アスベスト分析調査業務委託15万8,400円でございます。工事請負費は、岩盤撤去費として42万9,440円でございます。

公有財産購入費は、和解に伴う土地及び建物取得費1,720万円でございます。

令和4年度の合計支出額は2,084万8,040円、令和3年度及び令和4年度の合計支出額は、支出予定額を含め2,241万2,240円でございます。

続きまして、令和5年度は、解体撤去工事費として2,900万円を予算に計上しております。

2の解体後の利活用につきましては、更地とした上で当面の間、交通防犯対策の啓発看板の掲示場として、引き続き、さらなる有効な活用方法について検討を進めてまいります。

なお、裏面に参考として、土地・建物の概要を掲載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 ただいま説明のありました資料について、質疑のある方は発言を願います。

福島委員。

○福島委員 これはトータルで41坪で5,100万円かかっているわけですが、そうすると、坪数で計算して100万円以上かかっているの。建物は大体200平方メートルで六十何坪、だから坪数にすると物すごい高額なものなんだけれども、暴力団事務所だったからしょうがないなどは理解するんですが、ただ、その工期はどのくらい見ているの、これ。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 5か月程度を見込んでおります。解体工事等で5か月から6か月程度見込んでおります。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 何でそんなにかかると、これ夜間工事。それにしても僅か40坪ほどの撤去工事が、5か月もかかるということ自体が理解できないんだけど、この5か月かかるという工事の見積りというのはどこでやっているの。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 解体工事費の積算につきましては、解体業者の見積りによるものでありますが、民間で建設した建物でありまして、設計書等が確認できないことから、構造上の確認も含め、現在設計委託を進めているところでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、構造が分からないで見積りができるの。そうすると、あくまでも見積りは概算見積ということになるんだよ。構造が分からないで、我々議会に出す金額が、工事請負で2,900万円ですと、僅か41坪なんだけれども。これは、あくまでも正規な見積りではないということなの。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えします。

あくまでも概算の見積りとなっております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、議会に出したこの費用は概算であると、正確な見積りは出ていないと、そういうことなの。だけど、それはおかしいんじゃない。そうすると、概算だと、トータル5,100万円だけれども、幾らになるか分からないと、そういうことで理解しろということ。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えします。

今現在、設計委託のほうを頼んでいるところでありまして、あくまでもこの金額は概算ということになってしまいます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 今まで出てきたのでこういうのは初めてなんだけれども、何で工事解体するのに中身が分からないで計算できるの。その辺が不思議だよ。だから、極端なことを言えば、どういう業者に見積りをやらせたの、概算でいいよと、建築ならば一々部材や何かを一つ一つ設計費に上げて、設計単価が出てくるからいいけれども、解体の場合には大体坪2万5,000円とかでやるから、40坪なら大体1,000万円ぐらい

になる、通常。どういう概算だか理解できねえんだ。やっぱり1円たりとも、公金なんだから明確な見積りでなければならないわけだよ。だから、あくまでも最高限度額で言ってるの、それとも適当に何でもいいから書いてこいと言ったの、これは。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

分からない部分もあるかと思うんですけども、あくまでも見ていただいて、その見た限りで正確に数値のほうは出していただいているものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 しつこいようだけれども、意味が分からない。見た限りでいい加減に出してこいっていう感じで我々議会に見積りを立てたって、我々は素直に、はいよとは言えないんだよ。だから、これが業者が見積もった最低限度額ですと、工事をやって、これから下がる可能性もございまして、だからある程度責任施工で概算見積りはやっているんだということじゃないと、出ないんじゃないの。だって、言いたくないけれども、じゃどこの会社が見積もったんだということを追及していったら、今度は業者のメンツになっちゃうでしょう。だから、それは立ち入れないと私は思ってるんだ、そこまでは。ただ、正確に限度額が出るのか出ないのかということをおある程度言ってもらわなきゃ、議決できないだろう。幾らになるか分かりません、こういう概算が出ました、それを認めましたと言ったら、議員はばかの集まりだと言われてしまう。これ以上にはならないよというのは、部長のほうで答えてくれないかな。

○高倉委員長 川上市民協働部長。

○川上市民協働部長 福島委員の御質問にお答えいたします。

まず、予算計上するに当たりまして、先ほど課長から御答弁申し上げましたように、業者のほうから概算見積りを徴取いたしました。そして、今現在、解体の設計を行っておりまして、解体設計の前段におきまして構造から分析をし、業者から出された概算見積額の妥当性を確認しております。今現在、解体設計のほうは詳しい解体の手順、構成等をまとめてもらっているところでございます。したがって、予算に計上した2,900万円は、相応の根拠をもって計上しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 部長の答えならしやうがないけれども、本当は、解体工事に対するマニフェスト、あるいは今、木材、アルミ、それから鉄板、コンクリート、みんな分別で処分しなきゃならないんだから、そのマニフェストが出れば、じゃ一つ一つやっていたらどれぐらいになるかというのは、積算見積りが出るんだよ。だけど現状では、これをやると理解できないようだから、このぐらいにしておくけれども、議会に出す資料というのは正確無比でなければならない。我々は市民の代表として、いつも私が言っているように、議会は1円たりとも無駄な公金を使っちゃいけないと、そのために議会があるんだから、そこら辺は執行部も真摯に、そして真面目に、そして誠心誠意、市民の税金を無駄なく使う、執行するという気持ちでやってもらいたい。まあ、いいでしょう。

○高倉委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、同じく議案第19号のうち、ふるさと納税に係る収支について、資料が提出されておりますので、執行部から説明を願います。

佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 それでは、3月17日の総務環境委員会で資料の請求がございました、ふるさと納税に係る収支につきまして、財務部市民税課提出の議案第19号参考資料により御説明いたします。

この表につきましては、本市におけるふるさと納税の寄附額等の状況や市民の他自治体への寄附による減収の状況を含めた、あるいは令和元年度から3年間の収支の推移を示しております。表の縦軸は年度を、横軸には、区分左側に増収分である水戸黄門ふるさと寄附金の内訳といたしまして、①の寄附金受入額から②の返礼品等の経費を差し引いた③の収入額を記載しております。寄附金受入額につきましては、令和元年度から毎年度増加しており、返礼品等の経費を差し引いた③の差し引き収入額におきましても、福島委員御指摘のとおり黒字となっております。また、区分右側の欄に減収分といたしまして、水戸市民がほかの自治体へ寄附することによる④の市民税の減収額を記載しております。この減収額につきましては、毎年度大幅に増加をしております、⑤の国による交付税の措置額を加味いたしましても、減収額が拡大している状況でございます。これらの状況を踏まえまして、水戸黄門ふるさと寄附金による増収分と水戸市民が他自治体へ寄附することによる市民税の減収分を合わせますと、右端の欄に示すとおり、ふるさと納税全体の実質的な収支としましては、令和元年度は約280万円の黒字でございましたが、令和2年度は約2,000万円、令和3年度につきましても約3,800万円の赤字ということになっております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 ただいま説明のありました資料について、質疑のある方は発言願います。

福島委員。

○福島委員 ふるさと納税に係る収支計算の報告書が我々に提出されましたが、このように、ふるさと納税をやればやるほどもうかっているんだと我々市民が思っていたら、本当は令和2年には2,000万円、令和3年には3,700万円、4年度はもっと増えるんじゃないかと懸念する。そんな3,000万円も4,000万円も5,000万円も赤字を出すなら、やらないほうがいいんじゃないかということになるでしょう。この赤字になることの負担は、水戸市の税金でしょう。国から出るわけじゃないでしょう。そうしたら、やればやるほど水戸市が損するという考えからすれば、我々市民代表としては、こういったばかなことをなぜやるんだと、なぜどんどん増やすんだということになるんです。皆さんの考えは、これを黒字にするためにはどうしたらいいんだと、要するに、今度は5,000万円も赤字になっていたら、水戸市民に騒ぎが起こるよ。だから、行政は頭で考えて損得計算できないの。いつも我々のところに損益計算書を出してくるんだけど、何で水戸市がもうかる、水戸市がよくなるという感覚でやっているのに、どんどん赤字が増えていくなればばかなことがあったら、本当に市民は怒るよ。

具体的に、これを赤字じゃなくて黒字にするためには、どういう考えをしているの。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

まず、令和5年度のふるさと納税の金額といたしまして、一応今回、予算のほうに計上いたしましたのは5億円という寄附額でございます。この寄附額につきましては、5億円を寄附いただくということで、見込みで試算をいたしました結果、返礼品の経費だったり、あるいは先ほどちょっと説明でも申し上げましたとおり、水戸市民からほかの自治体へ寄附する額というのは年々増えているんですが、その増えている割合を令和5年度に置き換えて計算した場合で、5億円寄附を頂くということで計算いたしますと、令和5年度は黒字になる見込みです。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 来年黒字になるって、私の考え方は、水戸市の人が他市へふるさと納税をするから、その分赤字になるんでしょう。なぜその人らに、今年はこういう事情で赤字になっちゃうから、ほかへは寄附しないでくださいよと、水戸市の発展のために市税は水戸市に納めてくださいよという努力、考え、またそういうことを訴えることをなぜやらないの。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに委員御指摘のように、これまではホームページとか、いろんな媒体を活用して、そういった形で市として市民に対して、他の自治体に寄附をしないでくださいというような訴えをしていることはなかったんです。というのは、やはりこういった地方税法等の制度がございますので、この制度にのっとって市民が他の自治体に寄附する以上は、それをやめていただきたいという訴えを市としてちょっと出しづらいという部分がありました。

ただ、来年度につきましては、そういった直接的な訴えは、法令がございますので、市として直接的な訴えがなかなか厳しい状況ではございますが、できればそういったほかの市への寄附等について、ちょっと考えていただけないかというようなことで、ホームページのほうには間接的に、考えていただけるような旨の訴えの記事を載せていこうかと考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 全市民が、ほかへ寄附すれば物がもらえたり、得するんだもの。水戸市へ税金納めなくて得しなかったら、誰もが他市へ寄附することが得することでしょうよ。そうすればどんどん水戸市は駄目になっちゃうかもしれない。一人一人のところへ手紙を出すことは、法的には駄目なの。今そういうことを言っていたけれども。もう分かっているんだから、水戸市としては、あなたが幾らどこの市へ寄附しましたと、しかし、水戸市はこれだけ赤字になっていますという、うそはついちゃいけないけれども、本当のことを本人に知らせるといことは、法的に駄目なの。

○高倉委員長 佐々木参事兼市民税課長。

○佐々木税務事務所参事兼市民税課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えさせていただきます。

やはり制度上、地方税法上でも定められている制度でございますので、市として直接的にそういう形で寄附をしないようにと訴えることは、ちょっと難しいかと考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 最後にするけれども、ただ常識で考えたって、水戸市の財政がどんどん悪くなっていくんだよ。現実に誰がどこへ幾ら寄附したかというのは明確になっている。それは当然水戸市へ払うものなんだよ。だから、あなたは水戸市に払ってくださいと。水戸市ではあなたに何もお返しはできませんけれども、これは恵まれない人や寂しい人や子育てのために使っているの、そのお金が水戸市にはどんどん足らなくなってしまうよと。地方税法でそういうことが決まったら、俺は逆に地方税法が嫌になるよ。地方税法というのは、地方自治体がよくなるための法律なんだから。それが地方税法によって水戸市のお金がどんどんなくなっていくよと、極端な話、赤字団体にもなっちゃいますよと。この調子でいったらなっちゃうよと。誰だって、ほかの市町村へ寄附して物がもらえたら、そのほうが得だもん。そうしたら、水戸市の赤字が今度は3億円が5億円になって、5億円が10億円になって、お金がなくなっちゃうよという。俺はもう議員を辞めちゃうからしょうがないかもしれないけれども、だけど、現実には、財政がよくならなきゃ市はよくなるんだから。そこら辺は十分に将来の都市構造というものを考えれば、1円でも多く税金を有効活用するのが執行部の役目なんだから、我々議会としてもそれをチェックしていかなきゃならない。我々だってこういう憎まれ口ききたくないよ。だけど現実には、税金で賄わなきゃできないんだよ、財政というのはね。だから、まず、自分らの税金がどんどん少なくなっているのを分かっていたら、水戸市はだんだんだめになっちゃうでしょう。いいですよ。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わらせていただきます。

それでは、付託議案等については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案等について、順次、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思います。

採決の方法は挙手によりお願いします。

なお、議案第19号、議案第33号及び報告第1号につきましては、歳入が当委員会に付託されている関係上、他の委員会において修正等があった場合には、再度委員会を開催することにしたいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案第1号 町及び字の区域の変更について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第1号について採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 水戸市個人情報保護法施行条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○田中委員 議案第2号 水戸市個人情報保護法施行条例については、反対の意見を申し上げさせていただきます。

質疑でも申し上げたんですが、個人情報保護法の改定による条例案ということになりますけれども、これまで自治体が定めてきたルールを全て国が決めるというふうに改定がされたものでありまして、例えば個人情報の収集は本人と任意代理人まで拡大をすとか、あるいは市の審議会が個別案件は諮問できず、役割の低下を招くことなど問題もありますし、また今後、国は匿名、加工等も含めた情報を民間企業などに提供することを推進していくという方針でありまして、そういった一連の流れに基づく条例の制定ということについては賛成できません。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第2号について採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 職員定数条例については、反対をしたいと思います。増員されるものとして保健所など積極的な部分もありますが、私どもが反対してきました市民会館関連では、G7会合関係で3名の増員、その一方で、学校給食の民間委託に伴いまして、河和田、妻里、上中妻の3小学校改革に伴い7名の職員減ということで、本来、市に身近な部門で拡充すべきところを民間委託にして安上がりに切り替えていくということについては賛成できません。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 水戸市市税条例及び水戸市税外収入延滞金及び督促手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 水戸市手数料条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第7号について採決をいたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第15号について採決いたします。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○田中委員 令和5年度一般会計予算になります。反対をいたします。

理由は幾つかあるんですけども、歳入においては、泉町の優良建築物の開発や水戸駅三の丸地区の再開発に絡む補助が組み込まれておりますし、地方債においても市民会館関係の予算が組み込まれております。歳出ですが、マイナンバー推進に関わって、国補助も含めた関連費用として約2億2,600万円、また新市民会館の関連としては、備品購入や運営委託料、G7経費など約9億4,400万円の支出などがありまして、これらについては、これまでも税金の不当な支出ということで住民訴訟がされているさなかでもありますので、賛成できないということを申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第19号について採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 令和5年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第24号について採決いたします。

議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 財産の取得の変更について（水戸市民会館ピアノ）について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員。

○田中委員 そもその備品購入全体に反対をしてきましたので、本議案についても反対をしたいと思えます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第31号について採決いたします。

議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 包括外部監査契約の締結について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第32号について採決いたします。

議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分、第6款及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第

3款、第8款及び第10款並びに第3表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く)について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第33号について採決いたします。

議案第33号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算(第1号)について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、議案第39号について採決いたします。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第1号 専決処分について(令和4年度水戸市一般会計補正予算(第10号)) (ただし、別表中歳出を除く)について、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第1号について採決をいたします。

報告第1号について、承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○高倉委員長 総員挙手であります。

よって、報告第1号は承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案等についての審査は全て終了いたしました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りをいたします。

委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、陳情審査を行います。

さきの本会議において、本委員会に付託されました陳情は4件であります。

初めに、令和5年陳情第1号 水戸市区長・町内会長等に対する広報紙委託に伴う報償費支給制度設立の陳情についてを議題といたします。

本陳情につきましては、その写しをお手元に配付してございますので、本陳情の内容につきまして、事務

局より朗読させます。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 はい、福島委員。

○福島委員 陳情は4件ほどございますが、本委員会は最終日でございます。これを一々朗読していれば、それなりの時間がかかるし、その対応についての審議の時間がございます。ですから、朗読を省略して、賛否をとっていただければと思います。

○高倉委員長 ただいま福島委員のほうから指摘がありましたけれども、陳情の朗読を省略させていただいて、審議のほうに入るという形でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 じゃ、そういう形でお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの令和5年陳情第1号について、御意見等がございましたら、発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 1つだけ執行部に聞きたいことがあるので、お伺いしたいと思っています。

町内会に対して広報紙配布を住みよいまちづくり協議会を通じて委託をしている関係で、以前もそのことに関する陳情があったわけですが、その流れで出てきたのかなと理解をしております。ただ、本陳情の事項の求めていることとして、区長（実践会会長、連合会長）及び町内会長に業務代行の報償費制度を設けてほしいということなんです。この報償費制度というのは、水戸市にはないから設けてほしいということなんだと思うんです。この扱いとして、例えば以前はあったのか、また市としての考え方はどうなのか、この点だけお聞かせいただければと思います。

○高倉委員長 白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

水戸市は、以前、市政協力員の制度を昭和時代にとっておまして、その際は報酬が払われた事実はございますが、平成2年末をもって、その制度が発展的に解消されております。

現在、地区会の会長さんなどに水戸市から払われている報償費はございませんで、水戸市住みよいまちづくり推進協議会のほうから、地区会長さんが視察研修などに行かれるときに払っている報償費はございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 この陳情をどうするかということについて言えば、継続審議しかないのかなと思っているんです。というのは、今の報償費の問題以外にも公募をしてはどうかとか、定年制を設けてはどうかとか、いろんな提案が含まれております。それがいいのかどうかという問題として、今、町内会の加入率が低下をしていたり、多くが高齢者に支えられているというようなこともあるので、果たして定年制がなじむのかどうかということもあります。非常に、そういう意味では全市的に関わる問題なので、簡単に結論を出せないのかなというふうに思っておりますので、任期最後なので、出されたタイミングとしては仕方がないんですが、私としては継続審議しかないのかなと思っております。

○高倉委員長 それでは、ただいまの令和5年陳情第1号につきまして、継続審査との御意見がございまし

たが、継続審査とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

以上で、令和5年陳情第1号についての審査を終わります。

次に、令和5年陳情第2号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情の内容につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 私たち共産党の新聞「赤旗」に関わる、私の議員経験でも初めての陳情でありまして、よく読ませていただきましたが、率直に申し上げまして、事実に基づかない嫌がらせのたぐいと言わざるを得ないと私は捉えております。今回調べますと、全国1道12県ほぼ同じ文面が出ておりまして、出された方々も、いわゆる旧統一協会の幹部であったり、関連団体の幹部であるということが判明しております。

問題は記事の中身なんですけれども、機関紙を勧める場合、職員の皆さんにパワハラとか、強要しているんじゃないかということが書いてありますけれども、そういったことはしておりませんし、あり得ないというふうに思っております。職員の皆さんの思想信条の自由とか、政治活動の自由に関わることでありますので、私は、この中身はとても認められないと思うんですが、今初めて見た関連資料がたくさんあるようで、全国の状況も調べたいと思っておりますので、私としては継続審査を求めたいと思っております。

以上です。

○高倉委員長 それでは、ただいまの令和5年陳情第2号につきましては、継続審査との御意見がございましたが、継続審査とすることはいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

以上で、令和5年陳情第2号についての審査を終わります。

次に、令和5年陳情第3号 市役所駐車場内の車道横断に於ける市民の安全確保に関する陳情を議題といたします。

それでは、内容につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 非常に細かい中身で、絵も描いてあるので、言葉でやりとりするのはなかなか大変だと思うんですが、財産活用課としては対応されているんだと思うんですけども、この陳情に対してどうお考えなのか、一言見解をお聞きしておきたいと思います。

○高倉委員長 加藤財産活用課長。

○加藤財産活用課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

まず、警備員の立ち位置につきましては、限られた予算、限られた人員で確実に安全が図れるよう、駐車場の利用状況や来庁者、車両の動き、あと実際に担当している警備会社の意見などを参考に見直しを行ってまいりました。現在4人体制としておりますけれども、こちらにつきましても固定ではなくて、何か不測の事態というか、危ない事態が起きましたらば、その位置を移動して対応しております。これが現状でございます。

それから、続きまして、横断歩道の設置につきましては、主には庁舎外から歩行者の動線の確保を基本としまして、駐車場利用者の庁舎への動線なるべく集約できるよう配置してきております。

説明は以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 現場もよく確認をしたいと思うので、陳情の継続審議をお願いできればと思います。

○高倉委員長 それでは、ただいま令和5年陳情第3号につきまして、継続審査との御意見がございましたが、継続審査とすることはいかがでしょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、本委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

以上で、令和5年陳情第3号についての審査を終わります。

次に、令和5年陳情第5号 「広報等配布事務委託契約」に基づく「委託料」の不適切な取扱いに関する陳情を議題といたします。

それでは、本陳情の内容につきまして、御意見等がございましたら、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 なかなか長文の陳情で、一応目は通させていただきましたが、テーマがたくさんあるんですね。それで、1つだけちょっと執行部に聞いておきたいのは、認可地縁団体にすべきだと、住協とか町内会をですね。そういう提案もされておるんですが、この認可地縁団体というのはそもそもどういうもので、水戸市の町内会には、そうなっているところがあるのかどうか。あるとすればどのくらいあるのか、その現状だけちょっとお聞きしたいと思います。

○高倉委員長 白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

認可地縁団体は、地方自治法等に定められた要件を満たしまして、一定の手続を経て法人格を得たなどの地縁による団体のことでございます。現在、水戸市内には、町内会、自治会が約1,300ございますが、そのうち45の町内会、自治会が認可地縁団体になっている現状でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、認可地縁団体になるメリット、あるいは、なるといういろいろ手続等、面倒な点もあるのかとか、その辺はどうなんでしょうか。地縁団体になったところは何か理由があるんでしょうか。そこだけちょっと教えていただければ。

○高倉委員長 白石参事兼市民生活課長。

○白石市民協働部参事兼市民生活課長 地縁団体になりますと、団体名で財産を所有することができまして、集会所を持っている団体などにメリットがございます。また、通帳などもそちらの団体名で持つことができます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、大きい団地とかでそういうものが最初からきちんがある場合はメリットがあるかもしれないと思うんですが、全て1,300がそうなるかという、多分、設立には半数以上の賛成が必要だろうと思いますし、なかなかみんなにこれをというのも現実的には難しいのかなというふうにも思ったりもします。こちらも広報の配布の在り方とか、お金の渡し方とか、あるいは水住協に対する法人化の提案とか、会議の公開とか、水住協内部で解決すべき問題もかなり含まれているのかなというふうには受け止めております。

そういうわけで、資料がたくさんあって、今初めて見たものもあるのでよく検討したい。よって、継続審議を求めたいと思います。

○高倉委員長 ただいま令和5年陳情第5号につきまして継続審査との御意見がございましたが、継続審査とすることでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

以上で、陳情審査を終わります。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、次回の委員会について、お知らせをいたします。

次回の委員会は、来月4月の定例の委員会は開催せず、5月10日水曜日、午前10時より開催したいと思っておりますので、御承知おきを願います。

次に、この際、今月末をもって5名の方が退任されるとのことですので、それぞれ御挨拶をいただきたいと思っております。

初めに、川上市民協働部長、お願いいたします。

○川上市民協働部長 初めに、総務環境委員会の貴重なお時間に私たち退任職員から御挨拶を申し上げる機会を頂戴いたしまして、厚くお礼を申し上げます。

私は昭和61年に佐川市長時代に入庁し、37年間勤務してまいりました。議会との関係におきましては、平成20年に行政改革推進課長として出席をさせていただいて以来、継続して総務環境委員会に所属をさせていただきました。委員会の要とも言われる総務環境委員会に一貫して所属できましたことは、誠に光栄なことであったと考えております。

また、行政改革推進特別委員会をはじめといたしまして、新庁舎、新ごみ処理施設、新市民会館整備などの特別委員会におきましても、皆様方から幅広い観点から御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、今後も御健康に留意をされ、市政発展のために御活躍いただきますことを祈念いたしまして、誠に簡単ですが、御礼の御挨拶とさせていただきます。

長い間どうもありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 次に、川津税務事務所長、お願いいたします。

○川津税務事務所長 委員会の貴重な時間をいただきまして誠にありがとうございます。

私は平成2年に入庁いたしまして、農政課、広報課、市民税課、国保年金課などで業務に従事してまいりました。その中で、総務環境委員会におきましては、市民税課長及び税務事務所長として、合わせて6年間お世話になりました。

委員会におきましては、市民税課長として市税条例等の改正のほか、本日も御審議いただきました、ふるさと納税における特産品、ギフトイメージアップ事業の開始や電動機つき自転車の「みとちゃん」オリジナルナンバー導入などを御報告し、御意見・御指導をいただきました。33年間勤務し、大過なく定年退職を迎えることができますことも、議員の皆様、執行部の皆様から数々の御指導があったからこそと考えており、感謝申し上げます。

4月以降は、これまでの業務において培った経験と知識を生かし、少しでも市民の皆様にお役に立てることができればと考えております。

結びとなりますが、委員の皆様の御健勝と今後のますますの御活躍を御祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 次に、青山技監兼体育施設整備課長、お願いいたします。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 本日は委員会の貴重なお時間をいただきまして、御挨拶をさせ

ていただく機会をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。

私は平成元年度に旧内原町の職員として採用されまして、水戸市との合併によりまして、水戸市の職員とさせていただきます。この間、地方自治体の職員として約半分の時間は、道路や下水道を整備するインフラの整備をする担当の職員として業務を行ってまいりました。また、管理職になってからは、下水道管理課におきまして計画や復旧指導の係、その後、契約課、契約検査課などを経まして、現在の体育施設整備課の担当の職員となっております。

この間、私一人では解決できなかった課題等もございますが、上司の方々の御助言をいただき、御指導もいただき、また周りの先輩方や同僚の方々の御支援をいただき、私のような者がこれまで業務を遂行できたものと大変感謝しております。

この勤務した中で非常に強く思い出に残っておりますことは、やはりさきの東日本大震災時の状況や、その後の地元の企業との復旧作業、そしてプレハブでの生活や、最後このような立派な庁舎で生活を送れたことでございます。

今後は、これまでの経験を生かしながら、微力ではありますが、地元の地域で何かお役に立つことがあれば活動してまいりたいと考えております。

最後になりますが、総務環境委員会の委員の皆様、そして職員の方々の今後のますますの御活躍と御健勝、そして水戸市のますますの発展を祈念申し上げまして、退職に当たりましての挨拶とさせていただきます。

これまで大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 次に、石塚参事兼男女平等参画課長、お願いいたします。

○石塚市民協働部参事兼男女平等参画課長 委員会の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は平成元年に入庁いたしまして、これまで34年間本市の職員として公務に従事してまいりました。このたび定年齢には少し早いのですが、この3月をもちまして退職をすることといたしました。

総務環境委員会の皆様には、この1年間、初めて現課で課長となりましたときから大変お世話になってまいりました。また、市民協働部の名の下に市民や事業者、学生や専門家の方々と一緒に考え、悩みながら一つ一つの事業をつくり上げ、実施するという、本当に多くの方々とつながりながら、そして、その市民の力を肌身に感じながらの仕事は、私にとって感動と充実した日々でございました。このような機会をいただきましたことを心より感謝申し上げます。

最後になりましたが、皆様の今後のますますの御活躍をお祈り申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 次に、小田木会計管理者兼会計課長、お願いいたします。

○小田木会計管理者兼会計課長 委員会の貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様には平成22年から産業水道委員会の7年間、そして総務環境委員会の6年間と合わせて13年間にわたりお世話になりました。また、議会選出の監査委員の方には、毎月の例月会計検査で13年間御指導を賜りました。こうして大過なく退職できますのは、議員の皆様からの数々の御指導、御支援があったからこそと感じており、大変感謝をしております。

今まで37年間になりますけれども、どこの課でも周りの方々に恵まれ、私なりに楽しく仕事ができられたのではないかと考えております。職員の皆様にもこの場をお借りしまして感謝申し上げます。

最後になりますが、皆様方の御健勝と今後のますますの御活躍を御祈念申し上げまして、退職の挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。（拍手）

○高倉委員長 それでは、委員会を代表いたしまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

ただいま御挨拶をいただきました川上市民協働部長、川津税務事務所長、青山技監兼体育施設整備課長、石塚参事兼男女平等参画課長、そして小田木会計管理者兼会計課長におかれましては、長年、水戸市の発展と市民福祉の向上のために御尽力をされ、立派にその重責を果たされました。改めて皆様方に対し、深く敬意と感謝を表すものでございます。

どうぞこれからも健康に留意をされ、水戸市の発展のために変わらずお力添えを賜りますようお願いいたします。御挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。大変にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時 2分 散会